

国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則

〔平成27年4月1日〕
規 則 第29号

改 正 平成27年10月23日
規 則 第37号
平成29年3月29日
規 則 第18号
令和2年10月16日
規 則 第16号
令和4年3月14日
規 則 第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）第12条第5項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）が行う国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項について定めるものとする。

(学長選考手続管理委員会)

第2条 選考会議は、学長選考に関する事務を管理するため、学長選考手続管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(選考の時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当するときは、原則として任期満了の3月以前に行うものとする。
- (2) 前項第2号、第3号又は第4号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき、速やかに行うものとする。

(学長候補者の資格基準)

第4条 学長候補者は、国大法第12条第6項に規定する能力を有し、選考会議が定める基準（以下「学長選考基準」という。）を満たす者とする。

2 学長選考基準は、選考会議が別に定める。

(選考開始の公示)

第5条 選考会議は、学長候補者を選考するときは、学長選考基準、選考日程及びその他必要な事項を定め、公示（以下、「選考開始の公示」という。）するものとする。

(学長候補者の募集)

第6条 学長候補者の募集は、公募とし、応募又は推薦によるものとする。

2 前項の応募による場合は、大学（短期大学）等で教育・研究等に従事している者もしくは従事していた者及び体育大学の特性を熟知している者3名からの推薦を必要とする。

- 3 第1項の推薦による場合は、前条に規定する選考開始の公示の日（以下「選考開始公示日」という。）において、第13条に規定する投票資格者名簿に登録された者及び経営協議会の学外委員（以下「推薦者」という。）が、3名の連署をもって1名の者を推薦できるものとする。この場合において、推薦は被推薦者の同意を得て行うものとする。
- 4 公募に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（審査）

第7条 選考会議は、前条の規定により公募に応募した者又は推薦された者（以下「学長選考応募者」という。）について、学長選考基準等に基づき審査を行うものとする。

- 2 前項に規定する審査は、第1次審査及び第2次審査とするものとする。

（第1次審査）

第8条 第1次審査は、書類審査の方法により行うものとする。

- 2 選考会議は、前項の審査により、学長選考応募者のうちから、5名以内の者を、第1次学長候補者として選考するものとする。

（第2次審査）

第9条 第2次審査は、面接審査の方法により行うものとする。

- 2 選考会議は、前項の審査により、第1次学長候補者のうちから、3名以内の者を、第2次学長候補者として選考するものとする。

（意見表明）

第10条 選考会議は、第2次学長候補者が意見を表明できる機会を設けるものとする。

（意向聴取の方法）

第11条 選考会議は、第2次学長候補者に対する学内者の意向聴取を投票により実施（以下「意向投票」という。）することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2次学長候補者が1名の場合、当該者について信任投票を行うことができるものとする。
- 3 意向投票に関し必要な事項は、別に定める。

（学長選考応募者等の公表等）

第12条 選考会議は、学長選考応募者、第1次学長候補者及び第2次学長候補者を確定したときは、次に掲げるとおり公表又は閲覧に供するものとする。

(1) 学長選考応募者

氏名及び所属（以下「氏名等」という。）を、次条に規定する投票資格者への閲覧に供するものとする。

(2) 第1次学長候補者

選考結果を学内のみに公表し、学長選考応募者及び推薦者に通知するとともに、氏名等を次条に規定する投票資格者への閲覧に供するものとする。

(3) 第2次学長候補者

選考結果を、第1次学長候補者及び推薦者に通知するとともに、氏名等（氏名の50音順）と学長選考応募者の人数を学内のみに公表するものとする。また、公募に必要な書類を投票資格者の閲覧に供するものとする。

（投票資格者）

第13条 第11条に規定する意向投票及び信任投票の投票資格者は、選考開始公示日に本学に在職し、意向投票の日において引き続き在職する次に掲げる者とする。

- (1) 専任の教授、准教授、講師及び助教
- (2) 事務局次長、課長、室長及び副課長

(3) 役員（監事を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、選考開始公示日において次の各号に該当する者は、投票資格を有しないものとする。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

(3) 育児又は介護休業中の者（部分休業中の者を除く。）

(投票)

第14条 投票は、第2次学長候補者について、単記無記名投票の方法により行うものとする。

この場合において、投票の当日自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができるものとする。

2 不在者投票に関し必要な事項は、別に定める。

(投票結果の報告)

第15条 管理委員会は、投票が終了したときは、速やかに、その結果を選考会議に報告するとともに、学内のみに公表するものとする。

(決定、公表等)

第16条 選考会議は、意向投票の結果を参考に、学長候補者を決定するものとする。

2 選考会議は、学長候補者の決定を行った後、速やかに鹿屋体育大学通則第9条第3項に基づき、下記の事項を公示し、公表するものとする。

(1) 学長選考の結果

(2) 選考会議の選考により学長として選考された者について、選考会議が当該者を選考した理由

(3) 選考会議における学長の選考の過程

3 選考会議は、学長候補者の決定を行った後、速やかに、本学へ報告するものとする。

(再選考)

第17条 選考会議は、前条第1項の候補者が次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、再選考を行うものとする。

(1) 辞退したとき。

(2) 真にやむを得ない事情により学長に就任できなくなったとき。

2 選考会議は、前項に定めるもののほか、学長候補者としてふさわしくない行為、事実等が判明した場合、学長候補者としての決定を取り消し、再選考を行うものとする。この場合、その旨を公示するものとする。

3 選考会議は、第1項及び第2項の規定に基づき再選考を行う場合、第8条第2項に規定する第1次学長候補者のうちから、前2項の者を除き、第2次審査から行うものとする。

4 選考会議は、再選考において、面接審査を省略することができるものとする。

(任期等)

第18条 学長の任期は、国大法第15条第1項の規定に基づき、選考会議が別に定める。

(学長の解任)

第19条 学長の解任は、選考会議の議を経て、選考会議議長の名において、文部科学大臣へ申し出るものとする。

2 学長の解任に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

(規則の解釈)

第20条 この規則の解釈について疑義があるときは、選考会議が決定するものとする。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 18 条の規定にかかわらず、この規則が施行される日において現に在職する学長の任期は、平成 28 年 7 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27. 10. 23 規則第 37 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 30. 3. 29 規則第 18 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2. 10. 16 規則第 16 号)

この規則は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

附 則 (令和 4 . 3 . 14 規則第 20 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。